本号で公布された法令のあらまし

◇職員の服務の宣誓に関する政令の一部を改正する政令（政令第六八号）（内閣官房）

1　職員の服務の宣誓の実施方法について、任命権者又はその指定する職員の面前で宣誓書に署名しなければならないとする規定等を削除し、宣誓書を任命権者に提出することのみを規定することとした。（第一条第一項関係）

2　その他所要の規定の整理を行うこととした。

3　この政令は、令和三年四月一日から施行することとした。

◇警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第六九号）（警察庁）

1　常時介護を要する状態にあり実費を支出して介護を受けた日がある場合の介護給付の限度額を一七万一、六五〇円に、常時介護を要する状態にあり親族等による介護を受けた日がある場合の介護給付の額を七万三、〇九〇円に、随時介護を要する状態にあり実費を支出して介護を受けた日がある場合の介護給付の限度額を八万五、七八〇円にそれぞれ引き上げることとした。（第七条の二第二項関係）

2　この政令は、令和三年四月一日から施行することとした。

◇証人等の被害についての給付に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第七〇号）（法務省）

1　常時介護を要する状態にあり実費を支出して介護を受けた日がある場合の介護給付の限度額を一七万一、六五〇円に、常時介護を要する状態にあり親族等による介護を受けた日がある場合の介護給付の額を七万三、〇九〇円に、随時介護を要する状態にあり実費を支出して介護を受けた日がある場合の介護給付の限度額を八万五、七八〇円にそれぞれ引き上げることとした。（第五条の二第二項関係）

2　この政令は、令和三年四月一日から施行することとした。

◇海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第七一号）（国土交通省）

1　常時介護を要する状態にあり実費を支出して介護を受けた日がある場合の介護給付の限度額を一七万一、六五〇円に、常時介護を要する状態にあり親族等による介護を受けた日がある場合の介護給付の額を七万三、〇九〇円に、随時介護を要する状態にあり実費を支出して介護を受けた日がある場合の介護給付の限度額を八万五、七八〇円にそれぞれ引き上げることとした。（第四条の二第二項関係）

2　この政令は、令和三年四月一日から施行することとした。

政　令

職員の服務の宣誓に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年三月二十六日

内閣総理大臣　菅　　義偉

政令第六十八号

職員の服務の宣誓に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第九十七条の規定に基づき、この政令を制定する。

職員の服務の宣誓に関する政令（昭和四十一年政令第十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「なつた」を「なった」に改め、「任命権者又はその指定する職員の面前において」を削り、「宣誓書に署名して、」を「宣誓書を」に改め、同条第二項中「署名及び提出は」を「提出は」に改め、同項ただし書中「署名及び」を削り、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

附　則

この政令は、令和三年四月一日から施行する。

内閣総理大臣　菅　　義偉

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年三月二十六日

内閣総理大臣　菅　　義偉

政令第六十九号

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律（昭和二十七年法律第二百四十五号）第六条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令（昭和二十七年政令第四百二十九号）の一部を次のように改正する。

第七条の二第二項第一号中「十六万六千九百五十円」を「十七万千六百五十円」に改め、同項第二号中「七万二千九百九十円」を「七万三千九十円」に改め、同項第三号中「八万三千四百八十円」を「八万五千七百八十円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の第七条の二第二項の規定は、この政令の施行の日以後に給付の事由が生じた介護給付について適用し、同日前に給付の事由が生じた介護給付については、なお従前の例による。

内閣総理大臣　菅　　義偉

証人等の被害についての給付に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年三月二十六日

内閣総理大臣　菅　　義偉

政令第七十号

証人等の被害についての給付に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、証人等の被害についての給付に関する法律（昭和三十三年法律第百九号）第六条の規定に基づき、この政令を制定する。

証人等の被害についての給付に関する法律施行令（昭和三十三年政令第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

第五条の二第二項第一号中「十六万六千九百五十円」を「十七万千六百五十円」に改め、同項第二号中「七万二千九百九十円」を「七万三千九十円」に改め、同項第三号中「八万三千四百八十円」を「八万五千七百八十円」に改める。